

裁判所職員採用総合職試験 受験案内 (家庭裁判所調査官補／院卒者区分・大卒程度区分)

これは、「家庭裁判所調査官補」採用試験の受験案内です。
「裁判所事務官」と併願することはできませんので、注意してください。

第1 受付期間

インターネット申込み

3月14日(金)10:00~4月7日(月)【受信有効】

インターネット申込専用アドレス
(採用試験申込みサイト) <https://www-shiken.courts.go.jp/>

4月7日(月)までに申込データを受信完了したものに限り受け付けます。
「第6 申込手続等」(5ページ参照)をよく読んでください。

第2 試験日程

第1次試験日	5月10日(土) 9:20着席 ^{※1} (9:45試験開始) 12:05試験終了	
第1次試験合格者 発表日	5月29日(木)	
第2次 試験日	政策論文試験 (記述式)	6月7日(土) 9:20着席 ^{※1} (9:40試験開始) 14:25試験終了
	専門試験 (記述式)	
	人物試験Ⅰ (個別面接)	6月9日(月)~6月23日(月) ^{※2}
人物試験Ⅱ (集団討論 及び個別面接)		
最終合格者発表日	7月10日(木)	

※1 着席時刻から試験に関する注意事項の説明を開始します。受付時刻は受験票をご確認ください。

※2 人物試験受験票で指定する日に実施します(土、日は除く。)

第3 受験資格

院卒者区分	平成7年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの 1 大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び令和8年3月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者 2 最高裁判所が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
大卒程度区分	1 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 2 平成16年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 最高裁判所が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

○ この試験を受けられない者

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 国家公務員法第38条の規定に該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 最新の受験資格情報については、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページにも掲載しますので、確認してください (<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>)。

◆ 大学院を修了した方又は修了する見込みの方へ ◆

総合職試験については、院卒者区分を設けた趣旨から、院卒者の方や大学院修了見込みの方は、総合職試験(院卒者区分)を受験してください。

第4 試験種目・試験の方法・配点比率

試験日		試験種目	内容・出題分野・出題数	解答数	解答時間	配点比率
第1次試験	5月10日(土)	基礎能力試験 (多肢選択式)	公務員として必要な基礎的な能力 (知能及び知識)についての筆記 試験 知能分野 24題 知識分野 6題	30題	2時間 20分	4/15
	第2次試験	6月7日(土)	専門試験 (記述式)	家庭裁判所調査官補に必要な専門的知識などについての筆記試験 次の5領域から出題される15題のうち 選択する2題 ※1、※2 心理学に関する領域(3題) 教育学に関する領域(3題) 福祉に関する領域(3題) 社会学に関する領域(2題) 法律学に関する領域(民法2題、 刑法2題)	2題	2時間
政策論文試験 (記述式)			組織運営上の課題を理解し、解決 策を企画立案する能力などについて の筆記試験 1題	1題	1時間 30分	1/15
6月9日(月) ~ 6月23日(月) ※3		人物試験Ⅰ	人柄、資質、能力などについての個別面接			2/15
人物試験Ⅱ		人柄、資質、能力などについての集団討論及び個別面接			4/15	

※1 15題のうち、どの2題を解答するかについては、試験当日に問題を見た上で選択できます。

※2 試験場で貸与する六法の使用を認めます(私物の六法は使用できません。)

※3 人物試験Ⅰ及び人物試験Ⅱは同日に実施されます(土、日は除く。)

(注) 院卒者区分と大卒程度区分は共通の試験問題で行います。

第5 採用予定人員、試験地及び勤務地

採用予定人員	第1次試験地	第2次試験地	
		筆記試験	人物試験
院卒者区分 10人程度 大卒程度区分 40人程度	札幌市 函館市 釧路市	第1次試験地に 同じ (第1次試験と 同一の試験地 で受験する。)	札幌市
	仙台市 福島市 盛岡市 秋田市 青森市		仙台市
	東京都 横浜市 さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市 新潟市		東京都
	名古屋市 津市 金沢市 富山市		名古屋市
	大阪市 京都市 神戸市		大阪市
	広島市 山口市 岡山市 鳥取市 松江市		広島市
	高松市 高知市 松山市		高松市
	福岡市 長崎市 大分市 熊本市 鹿児島市 宮崎市 那覇市		福岡市

(注) 1 採用予定人員は、令和7年1月現在のものであり、変動する場合があります。

2 試験場は、原則として上記都市内に設けますが、受験者数等の都合により、上記都市周辺に設ける場合もあります。必ず受験票で確認してください。

◆試験地について

第1次試験地は、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択してください。

第2次試験の人物試験は、第1次試験地に対応する試験地(上表の第1次試験地の欄に対応する第2次試験地の人物試験の欄に記載された試験地)で受験することになります。ただし、第1次試験合格者数によって、第1次試験地に対応する試験地とは異なる試験地で実施する可能性があります。

◆勤務地について

採用時の勤務地は、全国の(大規模の)家庭裁判所のうち、以下の家庭裁判所の中から決定します。

札幌家庭裁判所	仙台家庭裁判所	東京家庭裁判所	横浜家庭裁判所
さいたま家庭裁判所	千葉家庭裁判所	名古屋家庭裁判所	大阪家庭裁判所
京都家庭裁判所	神戸家庭裁判所	広島家庭裁判所	福岡家庭裁判所

第6 申込手続等

◆ インターネット申込みの流れ ◆ (9ページ)と併せて御確認ください。

1 申込方法

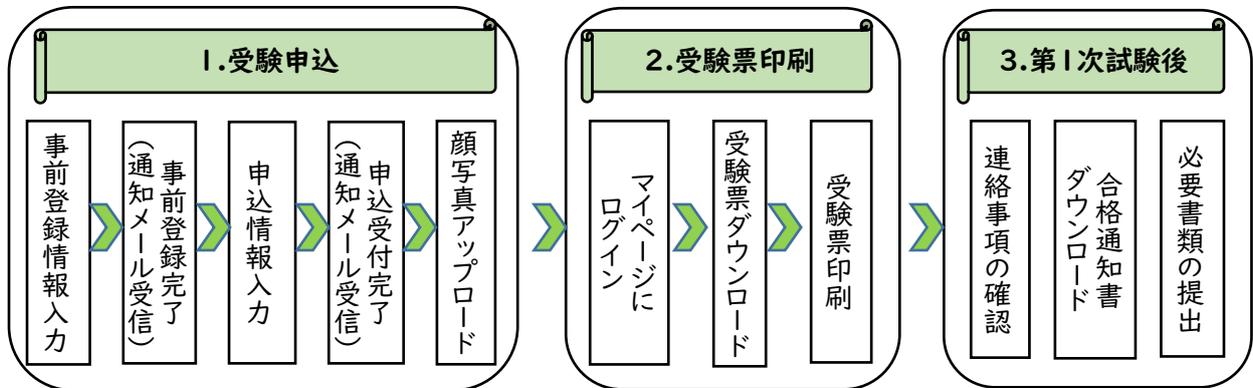
採用試験申込みサイトにアクセス <https://www-shiken.courts.go.jp/>

- (1) 手続は、「事前登録」と「申込受付」の2段階になっています。「事前登録」だけでは申込みを完了したことになりませんのでご注意ください。それぞれに「完了通知メール」が届きますので、必ず保存してください。
- (2) ユーザーID 及びパスワードの照会には応じられませんので、忘れないように必ず控えておいてください。

ユーザーID	
パスワード	

※ ユーザーID及びパスワードは、マイページにログインし、申込内容の確認、顔写真のアップロード、受験票、合格通知書のダウンロード及び第2次試験受験時に必要となる書類の提出を行う際にも必要になります。

～「採用試験申込者サイト」のマイページにおける手続の流れ～



2 申込みに関する注意事項

- (1) 申し込むことができる「試験の種類」は一つに限ります。二つ以上の申込みをした場合には、受験申込みの受付ができないことがあります。
- (2) 受験申込みの受付後は、「試験の種類」及び「試験地」の変更は認められません。
- (3) 氏名や住所に変更、誤記等があった場合は、申込受付完了後に、採用試験申込みサイトのマイページから修正することができます。住所等の申込内容の訂正を目的とした重複申込みは絶対にしないでください。
- (4) 誤記や未記入がある場合には、適宜電話等で連絡しますので、申込みをした日から4月21日(月)まで(土、日、祝日を除く)の間、必ず連絡がとれるようにしておいてください。補正ができなかった場合には、受験申込みの受付ができないことがあります。

3 受験票について 第1次試験当日に必ず持参してください

- (1) 次の各期限内に作業を行い、受験票を紙に印刷してください。
 - ① 顔写真のアップロード・・・申込完了後 から 4月18日(金) まで
※ 本人であることが明瞭に確認できる写真(3箇月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きのもの)をマイページからアップロードしてください。
 - ② 受験票のダウンロード・・・4月28日(月)13:00 から 5月9日(金)17:00 まで
※ ダウンロードした受験票のファイルは、保存した上で紙に印刷してください。
※ ダウンロードできない場合には、9ページの「申込みに関する問合せ先」に、上記期限までに問い合わせてください。
- (2) 受験票に顔写真が印刷されていない場合や写真の写りが不鮮明で本人であることが確認できない場合には、受験を認めません。(1)①の期限までに顔写真をアップロードできなかった場合は、本人であることが明瞭に確認できる写真で、裏面に受験番号及び氏名を記入したものを試験当日に必ず持参してください。

4 個人情報の管理について

受験申込み及び試験により取得した個人情報は、適正に管理します。

取得した個人情報は、試験手続に利用するほか、最終合格すると氏名・連絡先等採用を行うにあたり必要と認められる情報については採用手続において利用します。なお、学歴等の事項は、試験結果の分析、今後の効率的な募集活動等のために利用するものであり、試験結果に影響を与えるものではありません。

5 受験上の配慮について

身体の障害等があるため、着席位置の指定、車椅子、補聴器等の補装具の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望される方は、事前の申出が必要です。申込時に、採用試験申込みサイトの所定欄に、希望する配慮の内容を記入してください。

申出の内容や障害の程度を確認の上、場合によっては、障害の程度を証明する書類を提出していただくことがあります。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

第7 受験上の注意事項

1 第1次試験日の携行品（チェックリストとしてもご利用ください。）

- (1) 受験票（顔写真が印刷されたもの）
- (2) HBの鉛筆又はシャープペンシル
- (3) プラスチック製消しゴム
- (4) 時計（時計機能だけのもの。スマートウォッチ等は不可）

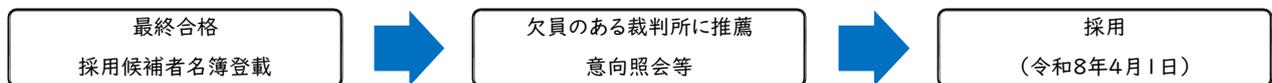
2 注意事項

- (1) 着席時刻から試験に関する注意事項の説明を開始しますので、必ず受験票記載の時刻までに受付を済ませ、着席してください。試験問題等配布時刻に遅れた場合は、受験は認められません。
- (2) 試験室内では、スマートフォン等の通信機器の使用はできません。
- (3) 試験中にスマートフォン等の通信機器を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、机の上や机の中などかばん等の外に出していた場合は、不正行為となりますので注意してください。
- (4) 欠席又は棄権した試験種目がある場合は、それ以降は受験できません。
- (5) **台風や地震等の災害が発生した場合の試験実施に関する情報については、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページ (<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>) をご覧ください。**

3 合格者発表

- (1) 合格者の受験番号は、各発表日に、以下の裁判所ウェブサイト内の採用情報ページに掲載します。
【 <https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html> 】
- (2) 裁判所では、有料で試験の可否の連絡を請け負うことは一切行っておりません。

第8 合格後の予定



- 1 最終合格者は、試験の種類ごとに作成される採用候補者名簿に高点順に記載されます。この名簿の有効期間は1年です。
- 2 総合職試験（家庭裁判所調査官補）の最終合格者については全国の大規模の裁判所を対象に、希望する勤務地、成績等を勧案の上、欠員のある裁判所に推薦し、各裁判所において採用諾否の意向照会等をして採用を内定します。
- 3 採用は、令和8年4月1日になります。ただし、希望する勤務地又は各裁判所の欠員状況によっては、名簿の有効期間内に推薦（採用）されない場合もあります。
- 4 大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者（最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者を含む。）が総合職試験（院卒者区分）を受験し最終合格したものの、後にこれらの課程を修了できなかった場合には、原則として採用されません。

第9 職務内容等

1 裁判所の組織について

我が国は、公平公正な裁判を実現するために三審制度を採用しており、全国に裁判所が設置されています。各裁判所の組織は、大きく「裁判部」と「事務局」に分けられます。

より詳しく知りたい方は
こちら



<https://www.courts.go.jp/saiyo/shigoto/soshiki/index.html>

2 家庭裁判所調査官補について

家庭裁判所調査官補に採用されると、家庭裁判所に配属され、直ちに裁判所職員総合研修所に入所し、家庭裁判所調査官養成課程において、約2年間にわたり家庭裁判所調査官に任命されるための養成研修（採用庁における約1年間の実務修習を含む。）を受けます。

家庭裁判所調査官に任命されると、調査を行う権限が付与され、夫婦、親族、子どもをめぐる争いなどの家庭に関する事件において紛争当事者や紛争の下にある子どもに対して、あるいは少年事件において非行のあった少年及びその保護者に対して、面接調査をしたり、関係機関との調整を行ったりします。紛争の背景にどのような事情があるか、子どもの状況や心情はどのようなものか、紛争解決のために何が必要か、少年がなぜ非行に至り、どのようにすれば立ち直ることができるか等を、行動科学の知見等に基づいて分析して明らかにし、裁判官に報告することで、裁判所の判断を支えていくことになります。

裁判所の魅力や職場の
雰囲気をご紹介します



<https://www.courts.go.jp/saiyo/shigoto/index.html>

YouTube、各種 SNS でも採用試験情報や採用イベント情報を随時発信しています。



YouTube



Facebook



X

@saibansho_saiyo



Instagram

@saibansho.saiyo



第10 給与（次の額は、令和7年4月1日現在のものです（予定）。）

試験の種類	初任給 （東京都特別区内に勤務する場合の例）	諸手当の例
総合職試験 （院卒者区分）	293,760 円 （行政職俸給表（一）2級11号俸）	期末・勤勉手当…1年間に俸給月額などの 約4.6箇月分 通勤手当……………6箇月定期券の価額等 （1箇月当たり最高150,000円） 住居手当……………最高28,000円 超過勤務手当等
総合職試験 （大卒程度区分）	276,000 円 （行政職俸給表（一）2級1号俸）	

第11 参考事項

令和2年度～令和6年度の
試験実施結果はこちらを
参照してください。



<https://www.courts.go.jp/saiyo/siken/jissi/index.html>

○第1次試験地にある裁判所

第1次試験地	問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
札幌市	札幌家庭裁判所事務局総務課	060-0042	札幌市中央区大通西12	011(350)4660
函館市	函館家庭裁判所事務局総務課	040-8602	函館市上新川町1-8	0138(38)2366
釧路市	釧路家庭裁判所事務局総務課	085-0824	釧路市柏木町4-7	0154(99)1203
仙台市	仙台家庭裁判所事務局総務課	980-8637	仙台市青葉区片平1-6-1	022(745)6204
福島市	福島家庭裁判所事務局総務課	960-8512	福島市花園町5-38	024(534)2196
盛岡市	盛岡家庭裁判所事務局総務課	020-8520	盛岡市内丸9-1	019(622)3352
秋田市	秋田家庭裁判所事務局総務課	010-8504	秋田市山王7-1-1	018(803)0506
青森市	青森家庭裁判所事務局総務課	030-8523	青森市長島1-3-26	017(722)5428
東京都	東京家庭裁判所事務局人事課	100-8956	東京都千代田区霞が関1-1-2	03(3502)7108
横浜市	横浜家庭裁判所事務局総務課	231-8585	横浜市中区寿町1-2	045(345)3507
さいたま市	さいたま家庭裁判所事務局総務課	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	048(863)8762
千葉市	千葉家庭裁判所事務局総務課	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	043(333)5304
水戸市	水戸家庭裁判所事務局総務課	310-0062	水戸市大町1-1-38	029(224)8513
宇都宮市	宇都宮家庭裁判所事務局総務課	320-8505	宇都宮市小幡1-1-38	028(621)4845
前橋市	前橋家庭裁判所事務局総務課	371-8531	前橋市大手町3-1-34	027(231)4967
静岡市	静岡家庭裁判所事務局総務課	420-8604	静岡市葵区城内町1-20	054(273)8730
甲府市	甲府家庭裁判所事務局総務課	400-0032	甲府市中央1-10-7	055(235)1134
長野市	長野家庭裁判所事務局総務課	380-0846	長野市旭町1108	026(403)2010
新潟市	新潟家庭裁判所事務局総務課	951-8513	新潟市中央区川岸町1-54-1	025(333)0055
名古屋市	名古屋家庭裁判所事務局総務課	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-1	052(223)0996
津市	津家庭裁判所事務局総務課	514-8526	津市中央3-1	059(226)4805
金沢市	金沢家庭裁判所事務局総務課	920-8655	金沢市丸の内7-1	076(221)3428
富山市	富山家庭裁判所事務局総務課	939-8502	富山市西田地方町2-9-1	076(421)6319
大阪市	大阪家庭裁判所事務局人事課	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-13	06(6943)5493
京都市	京都家庭裁判所事務局総務課	606-0801	京都市左京区下鴨宮河町1	075(722)7211
神戸市	神戸家庭裁判所事務局総務課	652-0032	神戸市兵庫区荒田町3-46-1	078(521)5910
広島市	広島家庭裁判所事務局総務課	730-0012	広島市中区上八丁堀1-6	082(228)0573
山口市	山口家庭裁判所事務局総務課	753-0048	山口市駅通り1-6-1	083(922)9137
岡山市	岡山家庭裁判所事務局総務課	700-0807	岡山市北区南方1-8-42	086(222)4157
鳥取市	鳥取家庭裁判所事務局総務課	680-0011	鳥取市東町2-223	0857(22)2171
松江市	松江家庭裁判所事務局総務課	690-8523	松江市母衣町68	0852(26)1969
高松市	高松家庭裁判所事務局総務課	760-8585	高松市丸の内2-27	087(851)1632
高知市	高知家庭裁判所事務局総務課	780-8558	高知市丸の内1-3-5	088(822)0585
松山市	松山家庭裁判所事務局総務課	790-0006	松山市南堀端町2-1	089(942)0085
福岡市	福岡家庭裁判所事務局総務課	810-8652	福岡市中央区六本松4-2-4	092(981)9650
長崎市	長崎家庭裁判所事務局総務課	850-0033	長崎市万才町6-25	095(804)4143
大分市	大分家庭裁判所事務局総務課	870-8564	大分市荷揚町7-15	097(532)7161
熊本市	熊本家庭裁判所事務局総務課	860-0001	熊本市中央区千葉城町3-31	096(206)5156
鹿児島市	鹿児島家庭裁判所事務局総務課	892-8501	鹿児島市山下町13-47	099(808)3707
宮崎市	宮崎家庭裁判所事務局総務課	880-8543	宮崎市旭2-3-13	0985(68)5124
那覇市	那覇家庭裁判所事務局総務課	900-8603	那覇市樋川1-14-10	098(855)1288

※ 電話による問合せ:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

